

は同人の解雇断行までには彼の社会的に見て釋かでない言動及會社に對する不誠實極まる度々の行爲について幾度も忠告を與へ反省も促した結果同人も立派に前非を改めることを誓ひ自署した誓書を會社に納れたに拘らずその誓書を全然裏切る行動を繰返して止まないで萬止むを得ず遂に解雇したもので特に相當の手當金も支給したなど出來得るだけの情理を盡したことは一般の等しく首肯して居る所である。

(3) 鑛夫組合磐城支部幹部の野心

昨年八月鑛夫組合磐城支部設置されたがその前後幹部は加盟者募集の手段として加盟後は必ず賃金値上げ、時間短縮手當増額等を實現してやるに誰でも飛びつきそうな誘惑を試みたので、一部の人々が加盟するに至つたがこれらの豫約は幾月を経るも履行されず全く不渡りに終らんとしたので幹部に對する不信任の聲漸く喧しくなつてきたため幹部はこゝで何とかせねば支部は瓦解の慘を見る運命に陥るので袖手崩壊を待つよりはさういふ考に萬一を僥倖したいといふ思想も手傳つて今回の舉に出でたものであると思はれる。

(4) 傍系的一因

猶別に傍系的一因とも見るべきは鑛夫組合磐城支部は豫て組合本部の幹部が支部を喰ひ物にする傾向がある故磐城炭礦支部はせめて本部の制肘を受けぬ様に獨立しやうといふ様な考から自然組合本部と意思疏通を缺くに至り折柄管て政治研究會當時より提携を続け來つた山代誠首の問題が起し見殺しも出來ず自分の配下の地盤を提供して起つたこと見るべき節もある。

一、經 過

組合側では東京本部及各地方友誼団体の應援の下に愈罷業を断行するに決し先づ左記要求書を二月二十六日會社に提出したが皮相淺薄何處を檢討するも労働者の聲は反映されて居ないのであつた。

要 求 書 内 容

- 一、山代、佐々木、栗谷三氏ノ復職
- 二、賃銀値上げ
- 三、労働時間ノ短縮
- 四、勤続手當並ニ退職手當ノ制定
- 五、飯場制度並ニ組長制度ノ徹底的改善
- 六、鶴燒質、安全燈料會社負担
- 七、坑内外作業設備ノ完全
- 八、白米ノ改善
- 九、衛生設備ノ完全
- 十、長屋ノ改善
- 十一、全従業員及ビ其家族ノ醫藥無料
- 十二、隣者ノ不親切ナル行爲ノ改善
- 十三、豫後備召集ノ場合ハ其當時ノ働キ賃銀ノ半額支給スル事及旅費ノ支給
- 十四、簡閱點呼ノ際日給金額及旅費ヲ負担スル事
- 十五、爭議ニ絶對ニ犠牲者ヲ出ササル事

以上

第七 坑内外作業設備ノ改善

第八 白米ノ改善

第九 衛生設備ノ改善

第十二 隣者ノ不親切ナル行爲ノ改善

此の四つは會社で從來も充分研究して誠意を以つて適當つて居ることもあり此後は尙一層調査研究の上改善する。

第十五 爭議ノ犠牲者ヲ出ササルコト

之も要求に應ずるわけに行かない、右で回答済になつた譯であるが終りに御参考までに總社の意のある所を申上げるそれは今後會社は尙一層會社許す範圍に於て一般従業員諸君の福利の増進に努力する。

後いろ／＼の應對があつたけれ共特記すべきことな超えて一月三十日信賴すべき調停者が現れたが然し非表面的であつた當時其の調停者か、

「組合側では今回の紛擾事件は第一名分を欠き殆んど生れざるを觀があるので此際無條件調停して貰ひたい出である只今回の紛擾事件に就て誠首者を出さぬ貴の度いといふことであるから會社側でも何んとかいたいものである。」

さういふ話があつた會社では慎重熟議の結果調停者に對し思ひ御大葬前でもあり涙をのんで一任したのであるがに至らなかつた。

一月三十一日再び先の調停者より話が有りその條件に爭議の犠牲者は出ず事、但家族に對し相當の見舞金を二、要求條件には絶對に觸れないもし觸れる様な場合は二月二十八日の回答通りである、三、金一封をの三項で話がついて二月一日面會する事になつた。

二月一日調停者立會の下に會社従業員三名と組合側幹高梨兩氏を加へた五名と會見した所組合幹部は意外に要求條件の改訂を提案しその理由として誰にも過ちを過ちを改むるに憚る勿れださまで曲言した。

第一の山代、佐々木、栗谷三氏の復職の件は「山代」佐々木、栗谷三氏の復職

第五の飯場制度並に組長制度の徹底的改善は飯場制と改め

新条件として

一、食料配給所の配給方法を厳正にすること

二、山代吉宗の手當金を足尾銅山の例により支給する但普通の労働者に備入ること

の二つをつけ加へてをる

會社側では要求條件は此の場合最も重要なもので十分研究を重ねた結果決定し提出されたものに相違ない會社も亦十分慎重審議を遂げて回答したものであるから今更の改訂には應ぜられぬと拒絶した。

それでも彼等は猶執拗に要求條件に觸れて來たが飽くまで希望する會社側は或る程度まで話を進めて來たけれどは之に應ぜず遂には威嚇的言辭を弄してまで其の要求をとしたので遂にこの日の會談は決裂に終つた。